

地域福祉（支援）計画策定状況等の調査結果概要 （令和6年4月1日時点）

【市町村地域福祉計画の策定状況】

- 回答のあった1,741市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,524市町村（87.5%）となっている。（P4）
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では「策定済み」が96.6%であるのに対し、町村部では79.6%になっている。（P4）
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、人口50万人以上の市町村では策定率100%を達成しており、5万人以上の市町村では策定率約98%となり、1万人以上の市町村では90%を超えている。（P5）
- 「策定未定」の165市町村のうち、未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く131市町村（79.4%）となっており、144市町村（87.3%）が、策定のために必要な支援策について、「既に策定した市町村のノウハウの提供」と回答している。（P21）

【地域福祉計画の記載内容、評価・改定状況等】

- 計画策定済みの1,524市町村の計画の策定内容について、地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる5事項すべてを計画に位置付けている市町村は1,287市町村（84.4%）になっている。（P7～P10）
- 計画の期間については、1,099市町村（72.1%）が「5年」となっている。（P13）
- 計画の内容の点検状況については、計画を定期的に点検しているのは1,032市町村（67.7%）となっている。うち654市町村（63.4%）は評価実施体制を構築（評価委員会等を設置）している。（P13）

【市町村による包括的な支援体制の整備に関する記載状況】

- 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（※）について、1,386市町村（90.9%）がいずれかの項目を計画に位置付けている。また、1,023市町村（67.1%）が3つの当該項目を全て計画に盛り込んでいる。（P10）
- （※）社会福祉法第106条の3第1項1号～3号に掲げる施策

【都道府県地域福祉支援計画の策定状況・記載内容】

- 全47都道府県については、都道府県地域福祉支援計画を策定済み。（100%）（P23）
- 46都道府県については、地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる5事項すべてを計画に位置付けている。（P23）
- 47都道府県とも、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項について、いずれか

の項目を記載している。(P26)

- 都道府県における管内市町村の地域福祉計画の策定率については、23 都道府県（48.9%）において100%を達成している。(P30)
- 策定率 100%を達成していない 24 都道府県のうち、20 都道府県（83.3%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。(P31～P32)

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和6年4月1日時点）

- 1 策定状況
 - （1）市区部・町村部別の策定状況
 - （2）人口規模別の策定状況
 - （3）策定（改定も含む。）体制について
- 2 地域福祉計画の策定内容
- 3 地域福祉計画の改定状況
- 4 地域福祉計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況
- 7 市町村総合計画との関係について
- 8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について
- 9 その他関係する分野の計画との関係について
- 10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

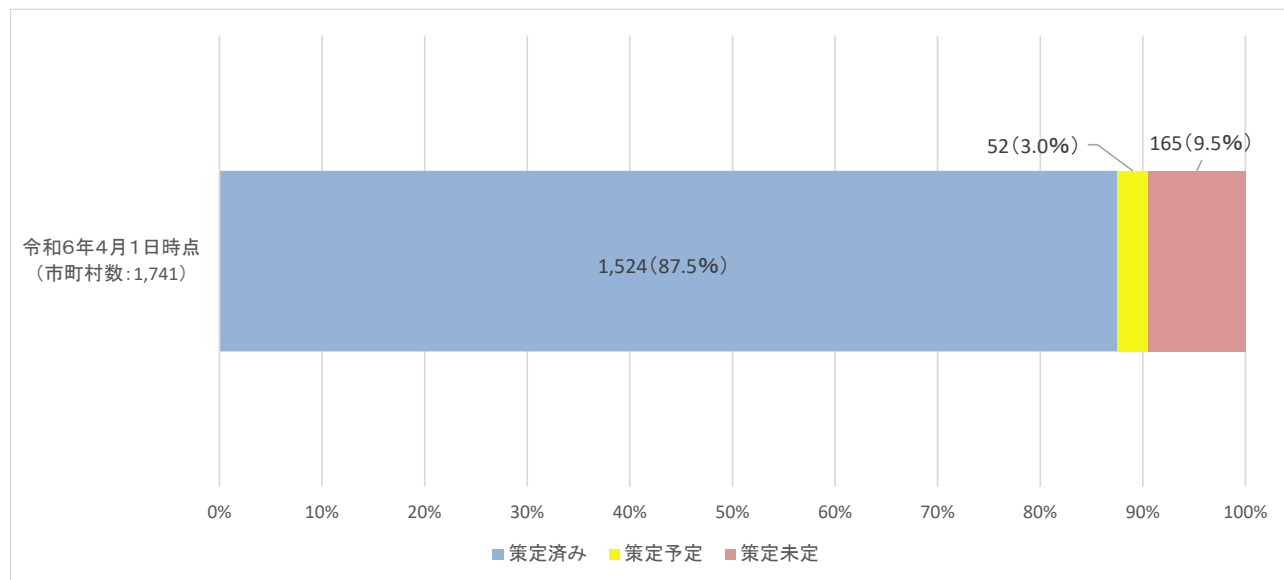
【調査の概要】

- 調査対象 1,741 市町村
- 回答数 1,741 市町村（回答率 100%）
- 調査時点 令和6年4月1日時点
 - ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（令和6年4月1日時点）

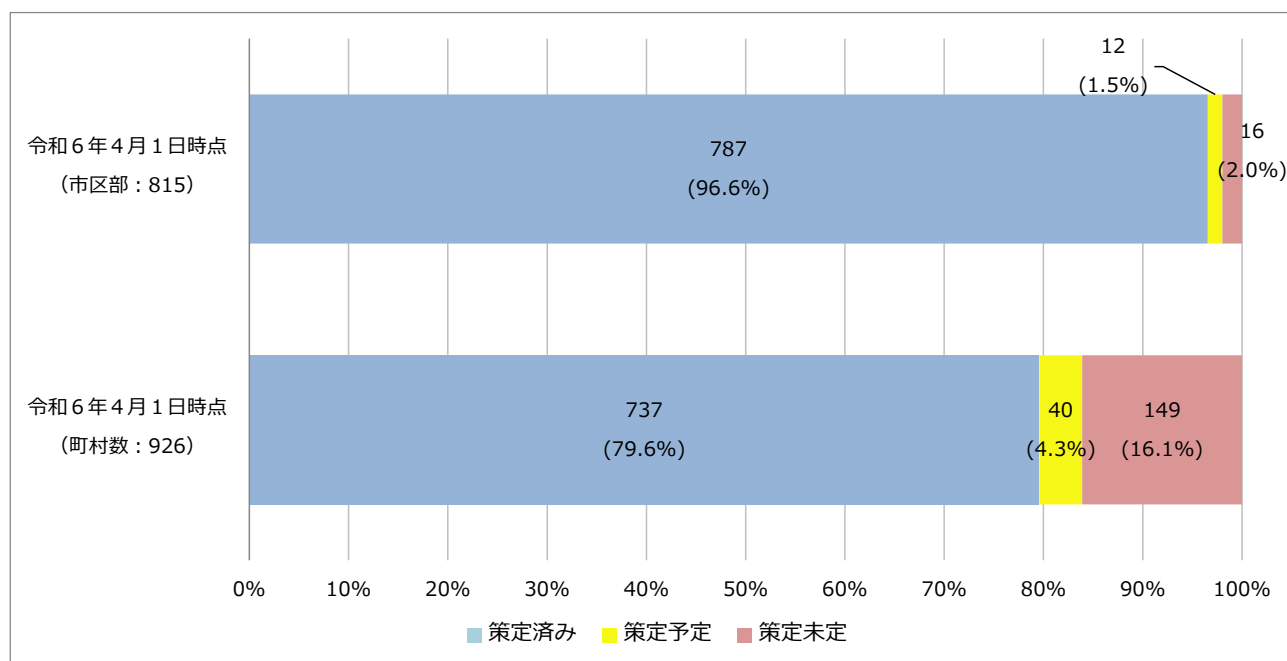
I-1 策定状況

○ 全1,741市町村のうち、「策定済み」は1,524市町村（87.5%）となっている。



I-1-1 市区部・町村部別の策定状況

○ 策定率を比較すると、市区部（96.6%）と町村部（79.6%）の間には17%の差がある。



I－1－（2） 人口規模別の策定状況

- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 「1万人未満」の市町村の策定率は7割程度であり、「1万人以上」の市町村からは9割を超えている。

	策定済み	策定予定	策定未定	計
100万人以上	12	0	0	12
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
50万人以上～100万人未満	24	0	0	24
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
20万人以上～50万人未満	96	1	0	97
	99.0%	1.0%	0.0%	100.0%
10万人以上～20万人未満	144	0	3	147
	98.0%	0.0%	2.0%	100.0%
5万人以上～10万人未満	233	4	1	238
	97.9%	1.7%	0.4%	100.0%
1万以上～5万人未満	621	19	48	688
	90.3%	2.8%	7.0%	100.0%
1万人未満	394	28	113	535
	73.6%	5.2%	21.1%	100.0%
計	1,524	52	165	1,741

I－1－（3） 策定（改定を含む。）体制について

- 計画を策定している1,524市町村のうち、策定委員会等の組織を設置しているのは1,438市町村9（94.4%）と9割を超えている。
- 策定委員に就任している者や意見聴取している者は多岐にわたる。

策定組織あり	策定組織なし
1,438	86
94.4%	5.6%

項 目	策定委員	意見聴取等
地域住民	997	1,032
	65.4%	67.7%
当事者・当事者団体	1,001	566
	65.7%	37.1%
自治会/町内会、地縁型組織	1,148	572
	75.3%	37.5%
学識経験者	1,092	299
	71.7%	19.6%
社会福祉法人	1,336	625
	87.7%	41.0%
NPO法人	479	364
	31.4%	23.9%
福祉事業者（高齢、介護）	1,093	587
	71.7%	38.5%
福祉事業者（障害）	955	531
	62.7%	34.8%
福祉事業者（子ども・子育て支援）	685	435
	44.9%	28.5%
福祉事業者（保護、社会的養護）	264	230
	17.3%	15.1%
福祉専門職	665	385
	43.6%	25.3%
保健・医療専門職	870	340
	57.1%	22.3%
民生委員・児童委員	1,362	666
	89.4%	43.7%
農協・漁協	45	59
	3.0%	3.9%
消費生活協同組合	16	38
	1.0%	2.5%
一般企業、商店	153	134
	10.0%	8.8%
ボランティア・ボランティア団体	836	520
	54.9%	34.1%
行政職員	946	606
	62.1%	39.8%
その他	440	207
	28.9%	13.6%

策定委員・意見聴取者「その他」の回答例

- PTA関係 ● パブリックコメント ● 学生 ● 観光協会
- 学校教育関係者 ● 各種法人 ● 商工会 ● 消防団
- 地域おこし協力隊 ● 老人クラブ ● 人権擁護委員

I-2 地域福祉計画の策定内容

- 地域福祉計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、「④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、9割以上の市町村が計画に位置付けている。また、法定上必要となる5つの事項すべてを計画に位置付けている市町村は1,287市町村（84.4%）となっている。
- 包括的な支援体制の整備に関する事項について、いずれかの項目を計画に位置付けている市町村は、1,386市町村（90.9%）となっている。

地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目について

〈事項別策定市町村数〉

策定済み 1,524 市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	⑤包括的な支援体制の整備に関する事項
1,504	1,507	1,376	1,500	1,386
98.7%	98.9%	90.3%	98.4%	90.9%

〈策定事項数別市町村数〉

策定済み 1,524 市町村の回答

5項目すべて	4項目	3項目	2項目	1項目	該当なし
1,287	168	47	9	7	6
84.4%	11.0%	3.1%	0.6%	0.5%	0.4%

各事項における詳細項目別の策定済み市町村数は次ページからのとおり。

〈内容詳細〉 以下、複数回答可

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

策定済み 1,524 市町村の回答

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項		
様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	1,051	69.0%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	1,104	72.4%
制度の狭間の課題への対応の在り方	1,118	73.4%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	1,333	87.5%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	904	59.3%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	788	51.7%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	980	64.3%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	842	55.2%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	1,254	82.3%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	1,045	68.6%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	799	52.4%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	1,207	79.2%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	940	61.7%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	569	37.3%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	478	31.4%
全庁的な体制整備	820	53.8%
その他	32	2.1%

①「その他」の主な回答

- 災害時の支援体制構築（避難行動要支援者） ● 福祉教育の推進 ● 地域コミュニティ人材育成
- 支えあいの地域づくり ● ボランティア活動の推進 ● 健康増進・健康づくりの推進 ● 移動支援

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

策定済み 1,524 市町村の回答

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項		
福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	1,437	94.3%
社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備	1,071	70.3%
サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	726	47.6%
成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	1,373	90.1%
避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	1,365	89.6%

③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

策定済み 1,524 市町村の回答

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項		
民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	516	33.9%
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	860	56.4%
福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	1,207	79.2%

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

策定済み 1,524 市町村の回答

④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項		
活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	1,319	86.5%
地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	1,226	80.4%
地域住民、サービス利用者の自立	1,009	66.2%
地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	1,207	79.2%
住民等の交流会、勉強会等の開催	1,208	79.3%
地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	879	57.7%
民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	1,195	78.4%

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

策定済み 1,524 市町村の回答

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項		
「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第1号に規定する施策〕	1,125	73.8%
「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法 第106条の3 第1項第2号に規定する施策〕	1,197	78.5%
多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法 第106条の3 第1項第3号に規定する施策〕	1,241	81.4%
上記のいずれか1つ以上は盛り込んでいる	1,386	90.9%
うち、全て計画に盛り込んでいる	1,023	67.1%

【その他の事項】

要援護者の支援方策に関する事項について

策定済み 1,524 市町村の回答

要援護者の把握に関する事項	要援護者情報の共有に関する事項	日常的な見守り活動や助け合い活動の振興方策	緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり
1,267	1,191	1,204	1,036
83.1%	78.1%	79.0%	68.0%

消費者安全確保地域協議会との連携に関する事項について

策定済み 1,524 市町村の回答

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との連携に関する事項
340
22.3%

I－3 地域福祉計画の改定状況

- 「改定済み」の回答は1,330 市町村（87.3%）となっている。
- 「改定済み」のうち改定回数については、3回が最も多く434 市町村（32.6%）となっている。

策定済み 1,524 市町村の回答

改定済み	改定予定	未改定
1,330	159	35
87.3%	10.4%	2.3%

〈改定回数〉

改定済み 1,330 市町村の回答

1回	2回	3回	4回以上
306	403	434	187
23.0%	30.3%	32.6%	14.1%

I-4 地域福祉計画の期間及び進行管理・評価体制

- 計画の期間については1,099市町村(72.1%)が「5年」となっている。
- 計画の内容を、定期的に点検しているのは1,032市町村(67.7%)となっている。そのうち654市町村(63.4%)は評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉

策定済み1,524市町村の回答

3年未満	3年	4年	5年	6年以上10年未満	10年以上	定めなし
4	25	46	1,099	274	66	10
0.3%	1.6%	3.0%	72.1%	18.0%	4.3%	0.7%

〈計画の点検状況〉

策定済み1,524市町村の回答

定期的に点検している	点検していない
1,032	492
67.7%	32.3%

〈評価体制〉

定期的に点検している1,032市町村の複数回答

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	計画に評価指標を明記している	外部評価情報を評価の参考にしている	特に進行管理や評価体制の仕組みを構築していない	その他
654	395	358	7	135	76
63.4%	38.3%	34.7%	0.7%	13.1%	7.4%

評価体制「その他」の主な回答

- 目標・具体策の進捗状況について各係が評価し、評価内容を年1回以上実施する策定委員会内で確認いただき、年度ごとに評価を行っている。
- 計画に評価指標を明記し、次回計画策定時に市民アンケートを実施。アンケート結果をその時点の評価指標として測定している。
- 事務局会(年3回程度)、連絡会(年1回)や推進協議会(年1回)を開催し、当年度の重点目標や活動計画の進捗状況や活動報告を行い、できたこと・できなかったことを体系図に記す。

〈評価委員会の開催回数〉

評価実施体制を構築している 654 市町村の回答

1 年に 1 回未満 (又は改定時)	1 年に 1 回	1 年に 2 回	1 年に 3 回以上
159	404	81	10
24.3%	61.8%	12.4%	1.5%

〈評価指標の具体的な項目〉

評価指標を明記している 358 市町村の回答から抜粋

- ・日常生活の問題や不安なことを相談する先がある市民の割合
- ・「何事も助け合える地域である」と答えた市民の割合
- ・福祉コミュニティ組織率
- ・市民が主体的に支え合うまちづくり
- ・市内中高生の登録ボランティア数
- ・社会福祉協議会の SNS 等の利用者数
- ・NPO・自主的なまちづくり活動団体の数
- ・コミュニティソーシャルワーカーの認知度
- ・地域見守りネットワーク事業の協力事業所数
- ・日常生活の中で生きがいを感じている市民の割合
- ・地域行事に参加している児童生徒の割合
- ・地域の担当の民生委員・児童委員を知っている割合

I－5 地域福祉活動計画との関係

- 地域福祉計画を策定している 1,524 市町村のうち、1,341 市町村で地域福祉活動計画を策定しており、「連動させて策定している」が 706 市町村（46.3%）と最も多くなっている。
- 「一体的に策定している」「課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している（整合性を図っている）」のいずれか 1 つを回答したのは 1,266 市町村（83.1%）となっている。

策定済み 1,524 市町村の複数回答

一体的に策定している	課題把握、ニーズ調査は一体的に行っている	連動させて策定している（整合性を図っている）	左記いずれか一つを回答	特に関連、連動等させていない	その他	地域福祉活動計画は策定されていない
634	225	706	1,266	61	33	183
41.6%	14.8%	46.3%	83.1%	4.0%	2.2%	12.0%

地域福祉活動計画「その他」の主な回答

- 地域福祉活動計画策定委員会への地域福祉計画担当課長への参加
- 地域社会の構築についてお互いに目的を共有しながら、行政の施策と社会福祉協議会の取組に食い違いが生じないように、すり合わせをしながら取り組んでいる。次回改定では、一体的に策定する予定。
- 地域福祉計画策定にあたっては、社会福祉協議会職員の参画を得て策定している。
- 地域福祉活動計画改定時において、地域福祉計画と一体的に策定した。

I－6 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 策定済み 1,524 市町村のうち、1,291 市町村（84.7%）が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答した。
- 「地域福祉計画とは別の単独計画として策定した」は 11 市町村（0.7%）、「作業中である」は 27 市町村（1.8%）であった。
- 生活困窮者自立支援方策を地域福祉計画に盛り込んでいる市町村の割合について、市区部（92.1%）と町村部（76.8%）の間に 15.3 ポイントの差がある。

策定済み 1,524 市町村の回答

	地域福祉計画 へ盛り込んだ	地域福祉計画 とは別の単独 計画として策 定した	作業中である	予定はある が、作業を開 始していない	予定はない (未定)	計
令和 6 年 4 月 1 日時点	1,291	11	27	89	106	1,524
	84.7%	0.7%	1.8%	5.8%	7.0%	100.0%

〈市区部・町村部別〉

	地域福祉計画 へ盛り込んだ	地域福祉計画 とは別の単独 計画として策 定した	作業中である	予定はある が、作業を開 始していない	予定はない (未定)	計
令和 6 年 4 月 1 日時点 (市区部：策定済787)	725	9	13	14	26	787
	92.1%	1.1%	1.7%	1.8%	3.3%	100.0%
令和 6 年 4 月 1 日時点 (町村部：策定済737)	566	2	14	75	80	737
	76.8%	0.3%	1.9%	10.2%	10.9%	100.0%

I－7 市町村総合計画との関係について

- 総合計画との関係については、策定済み 1,524 市町村のうち、91 市町村（6.0%）が「総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している」と回答し、1,207 市町村（79.2%）が「総合計画に地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている」と回答している。

策定済み 1,524 市町村の回答

総合計画を地域福祉計画を兼ねたものとして一体的に策定している	総合計画に地域福祉計画の主要な事項を盛り込み連動させている	総合計画と地域福祉計画は連動させていない	総合計画は策定されていない	計
91	1,207	202	24	1,524
6.0%	79.2%	13.3%	1.6%	100.0%

I－8 成年後見制度利用促進、自殺対策に係る計画との関係について

- 成年後見制度利用促進計画との関係については、策定済み1,524市町村のうち、752市町村(49.3%)が「一体的に策定している」と回答し、98市町村(6.4%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。
- 自殺対策計画との関係については、156市町村(10.2%)が「一体的に策定している」と回答し、120市町村(7.9%)が「地域福祉計画を活用して策定」と回答している。

〈成年後見制度利用促進法による市町村計画との関係〉

策定済み1,524市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が成年後見制度利用促進計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	計
752	142	98	88	444	1,524
49.3%	9.3%	6.4%	5.8%	29.1%	100.0%

〈市町村自殺対策計画との関係〉

策定済み1,524市町村の回答

一体的に策定している（地域福祉計画の一部が自殺対策計画を兼ねている、同じ計画に両計画が含まれる）	両計画に共通の内容を記載している	地域福祉計画を活用して策定（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連していない	市町村計画を策定していない	計
156	609	120	540	99	1,524
10.2%	40.0%	7.9%	35.4%	6.5%	100.0%

1-9 その他関係する分野の計画との関係について

- 住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係については、策定済み 1,524 市町村のうち 35 市町村（2.3%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、17 市町村（1.1%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 地方再犯防止推進計画との関係については、策定済み 1,524 市町村のうち 171 市町村（11.2%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、481 市町村（31.6%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。
- 市町村地域防災計画との関係については、策定済み 1,524 市町村のうち 720 市町村（47.2%）が「地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる」と回答し、109 市町村（7.2%）が「地域福祉計画を活用して策定した」と回答している。

〈住宅セーフティネット法による供給促進計画との関係〉

策定済み 1,524 市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	供給促進計画を策定していない	計
35	17	36	1,436	1,524
2.3%	1.1%	2.4%	94.2%	100.0%

〈地方再犯防止推進計画との関係〉

策定済み 1,524 市町村の回答

地域福祉計画と共通の内容を盛り込んでいる	地域福祉計画を活用して策定した（地域福祉計画策定委員会で検討した内容を活用した等）	特に連携、関連させていない	地方再犯防止計画を策定していない	計
171	481	48	824	1,524
11.2%	31.6%	3.1%	54.1%	100.0%

〈市町村地域防災計画との関係〉

策定済み 1,524 市町村の回答

地域福祉計画と共通 の内容を盛り込んで いる	地域福祉計画を活用して策定 した（地域福祉計画策定委員会で検 討した内容を活用した 等）	特に連携、関連 させていない	地域防災計画を策定 していない	計
720	109	683	12	1,524
47.2%	7.2%	44.8%	0.8%	100.0%

I-10 策定未定の市町村の策定方針及び未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 「策定未定」の165市町村のうち、56市町村（33.9%）が「努力義務化されたが策定する方針はない」と回答している。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足している」が最も多く131市町村（79.4%）となっており、必要な支援策として144市町村（87.3%）が「既に策定した市町村のノウハウの提供」と回答している。

〈計画の策定方針〉

策定未定 165 市町村の回答

従来から策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたことを踏まえ策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定	努力義務化されたが策定する方針はない	計
14	95	56	165
8.5%	57.6%	33.9%	100.0%

〈未策定の理由〉

策定未定 165 市町村の複数回答

計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため	策定が必須ではない（改正後も努力義務に留まる）ため	策定の必要性が感じられないため	他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている（又は対応予定の）ため（※）	その他
131	90	18	25	16
79.4%	54.5%	10.9%	15.2%	9.7%

（※）具体的な対応

- 市町村総合計画に同様の内容が盛り込んでいる。
- 各個別計画に同様の内容が盛り込んでいる。

未策定の理由「その他」の回答例

- 策定のための人材・財源が不足しているため。
- 市町村総合計画や各個別計画等に概ね盛り込まれているため。
- 計画策定に係る業務負担が大きい。

〈必要な支援策〉

策定未定 165 市町村の複数回答

既に策定した市町村のノウハウの提供	既に策定した市町村に相談し、直接助言を受けられるような体制の整備	既に策定した市町村の事例報告会などの場の提供	地域福祉計画に関する専門家の紹介	その他
144	55	67	42	12
87.3%	33.3%	40.6%	25.5%	7.3%

必要な支援策「その他」の回答例

- 人的・財政的な支援
- 計画策定の義務化
- 類似計画との違いや地域福祉計画の必要性に関する情報提供

Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果（令和6年4月1日時点）

- 1 策定状況
- 2 地域福祉支援計画の策定内容
- 3 地域福祉支援計画の改定状況
- 4 地域福祉支援計画の期間及び進行管理
- 5 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 6 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 7 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

【調査の概要】

- 調査対象 47 都道府県
 - 回答数 47 都道府県（回答率 100%）
 - 調査時点 令和6年4月1日時点
- ※ 割合は少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分がある。

Ⅱ－１ 策定状況

- 全 47 都道府県において、地域福祉支援計画策定済み。(100%)

Ⅱ－２ 地域福祉支援計画の策定内容

- 地域福祉支援計画の策定ガイドラインで定めている事項のうち、法定上必要となる５つの事項すべてを計画に位置付けているのは 46 都道府県（97.9%）となっている。

〈事項別策定都道府県数〉

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項	③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
47	47	47	46	47
100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%

各事項における詳細項目別の策定済み都道府県数は次ページからのとおり。

〈内容詳細〉 以下、複数回答可

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	39	83.0%
高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	35	74.5%
制度の狭間の課題への対応の在り方	44	93.6%
生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	45	95.7%
共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	36	76.6%
居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	40	85.1%
就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方	38	80.9%
自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	41	87.2%
市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	45	95.7%
高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	42	89.4%
保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	43	91.5%
地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	44	93.6%
地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	29	61.7%
地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	35	74.5%
地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	27	57.4%
全庁的な体制整備	27	57.4%
その他	10	21.3%

「その他」の回答例

- 孤独・孤立対策の推進 ● ケアラー支援 ● 被災地の福祉コミュニティの形成支援
- 外国人住民への支援 ● 人財づくり ● 大規模災害からの復興や災害に備えた地域づくりの推進
- 子どもの貧困対策 ● 福祉教育の推進 ● ボランティア活動の推進
- だれもが暮らしやすいまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

市町村に対する支援	市町村が実施する広域事業に対する支援	都道府県内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
47	24	27
100.0%	51.1%	57.4%

③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

社会福祉に従事する者の確保するための養成研修	社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修
46	46
97.9%	97.9%

④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への適切な運営に関する指導・助言等	サービスの質の評価等の実施方策	広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保	成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度等の実施体制の確保
40	44	30	45
85.1%	93.6%	63.8%	95.7%

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

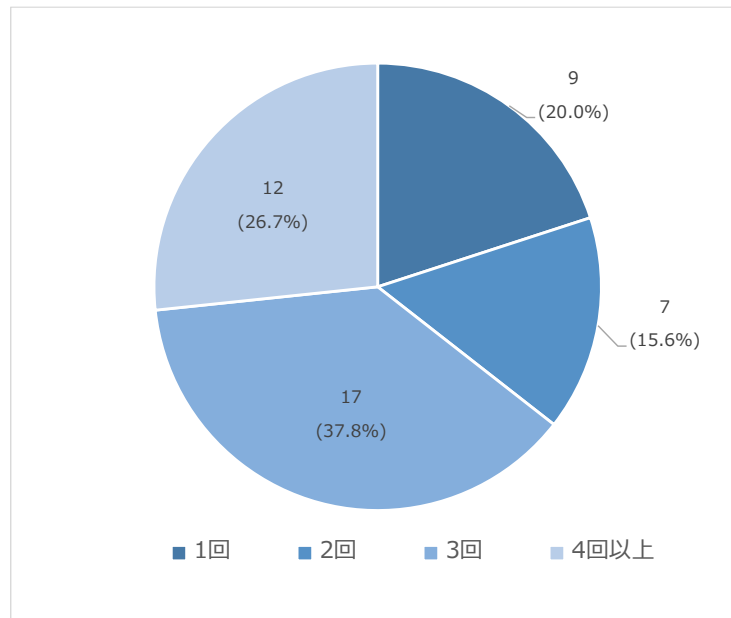
単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築	都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案	住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言	上記3項目のいずれかの項目は記載している
31	27	45	47
66.0%	57.4%	95.7%	100.0%

Ⅱ－３ 地域福祉支援計画の改定状況

- 「改定済み」と回答した都道府県は 45 都道府県、そのうち「３回」改定を行っている都道府県が 17 都道府県と最も多い。

〈改定状況〉

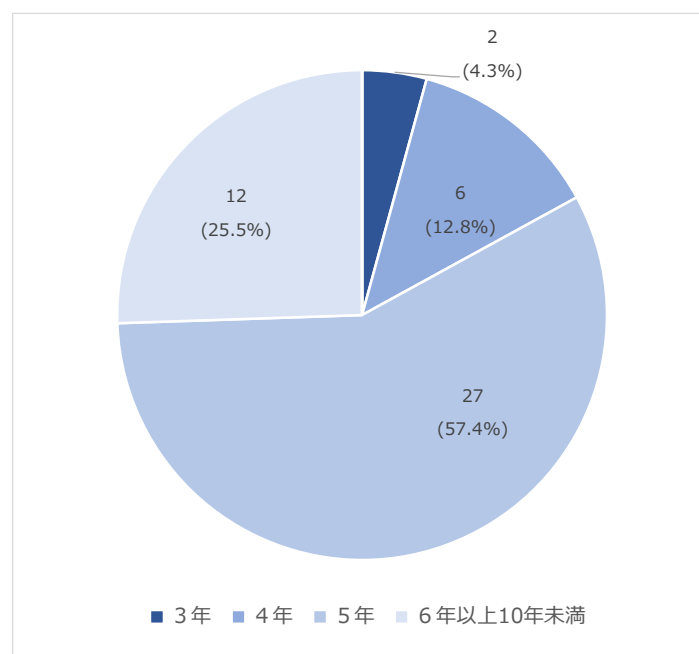
45 都道府県の回答



Ⅱ－４ 地域福祉支援計画の期間及び進行管理

- 計画の期間については、27 都道府県（57.4%）が「５年」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは 42 都道府県（89.4%）となっており、そのうち 30 都道府県が評価実施体制を構築している。

〈計画の期間〉



＜計画の点検状況＞

定期的に点検している	点検していない
42	5
89.4%	10.6%

＜評価体制＞

計画を定期的に点検している 42 都道府県の回答（複数回答）

評価実施体制を構築している	計画に評価方法を明記している	外部評価情報を、評価実施の参考にしている	特に進行管理や評価体制のしくみを構築していない	その他
30	21	2	1	2
71.4%	50.0%	4.8%	2.4%	4.8%

「その他」の回答例

- 庁内関係課への取組状況の照会
- 地域共生社会推進PTで、推進施策の取組状況（実施年度の取組実績、次年度の実施予定、施策推進の課題）を取りまとめ、共有し、協議を実施している。

＜評価委員会の開催回数＞

評価実施体制を構築している 30 都道府県の回答

1年に1回未満（または改定時）	1年に1回	1年に2回	1年に3回以上	その他
5	22	3	0	0
16.7%	73.3%	10.0%	0.0%	0.0%

Ⅱ－５ 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答したのは 46 都道府県であり、盛り込む予定はないと回答したのが 1 都道府県であった。

〈詳細内容〉

盛り込んだ内容 46 都道府県の回答

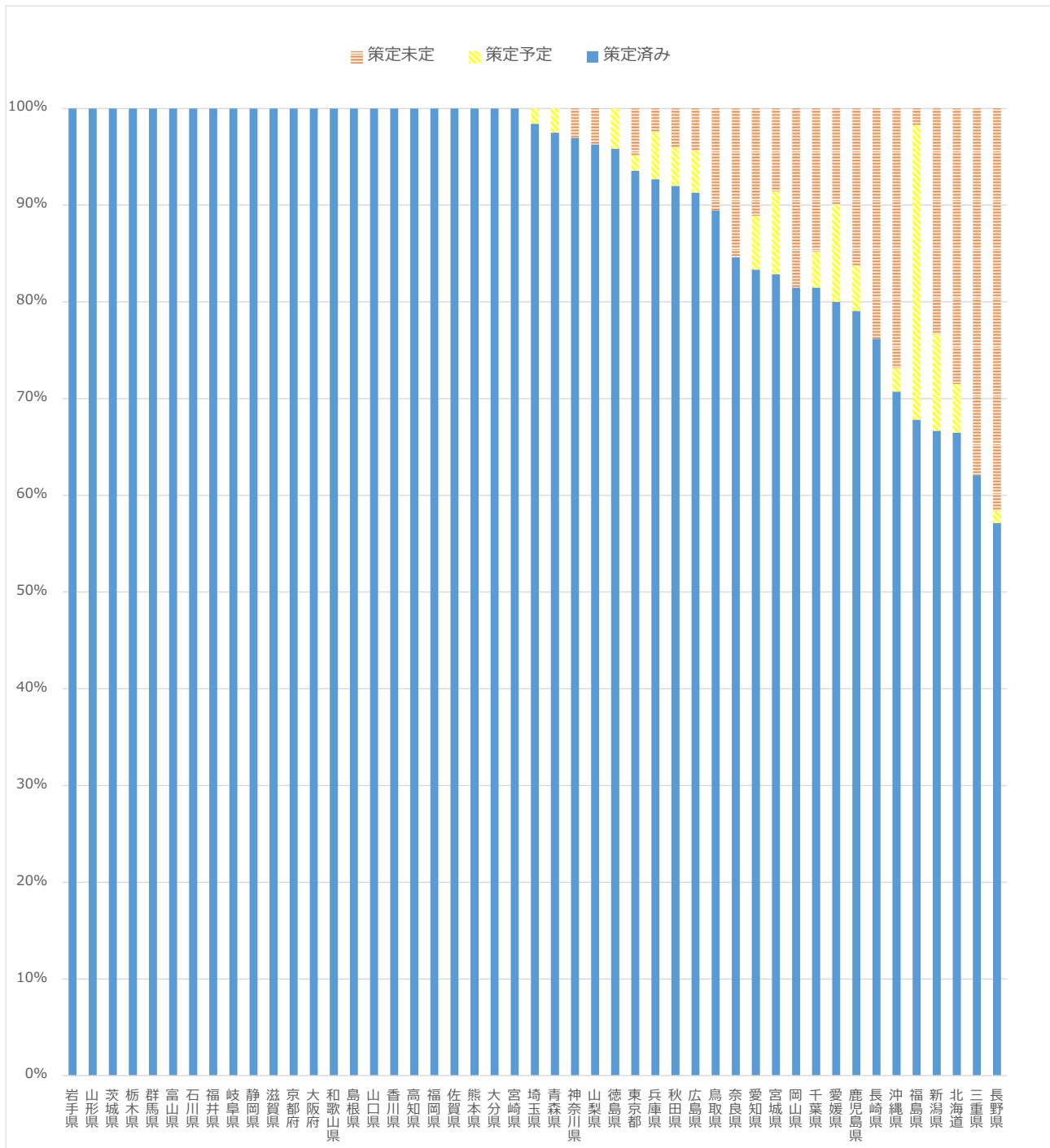
生活困窮者自立支援方策の 位置付けと地域福祉施策と の連携に関する事項	生活困窮者の把握に関する 事項	自立相談支援機関の運営	相談支援機関設置等に係る 広域的な調整	相談支援員等の人材の育 成・研修	新たな地域資源の創出
38	33	33	23	31	15
82.6%	71.7%	71.7%	50.0%	67.4%	32.6%

Ⅱ－６ 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

都道府県別の市町村地域福祉計画の策定率について、23 都道府県（48.9%）が 100%を達成している。

※ 策定率 100%は、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県

47 都道府県の状況

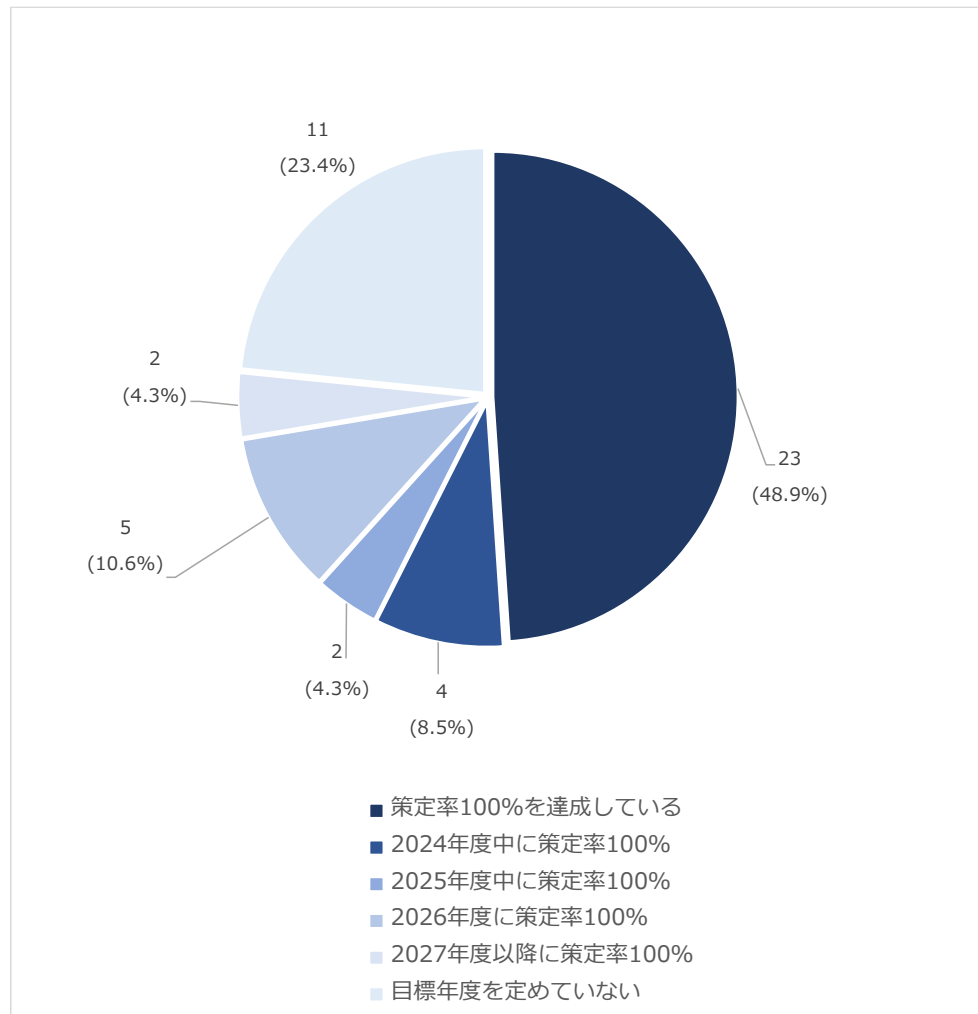


Ⅱ－７ 市町村地域福祉計画の策定の促進及び支援状況

（１）管内市町村の地域福祉計画策定率 100%達成目標年度

- 100%未達成の 24 都道府県のうち 13 都道府県が目標年度を定めており、11 都道府県が「目標年度を定めていない」と回答している。

47 都道府県の回答



（２）管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 策定率 100%を達成していない 24 都道府県のうち、20 都道府県（83.3%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（または行う予定がある）」と回答している。

具体的な働きかけの内容例

- 市町村職員を対象とした会議・研修会等を開催し、策定を働きかけ
- 個別に訪問・連絡し、ヒアリング・アドバイス等を実施
- 他自治体の策定状況等の必要な情報交換や意見交換を通じて、策定を促進
- 通知・文書等により策定に向けた取り組みを依頼